

離婚しても親なのに

民法は離婚後、父母のどちらか一方にしか子どもの親権を認めない。この「単独親権制度」を憲法違反として、親権を奪われた親たちが国を相手に集団訴訟を起した。子を見守り、育てるといふ基本的な人権(養育権)を侵害され、「一緒に過ごせたりはする時間奪われた苦しみ」を訴える。離婚を親子の断絶につなげてしまつた制度を温存してきたとして、国の姿勢を問うこの訴訟。見据えるのは、両親がともに子育てにかかわれる共同親権制度の実現だ。

(佐藤直子)

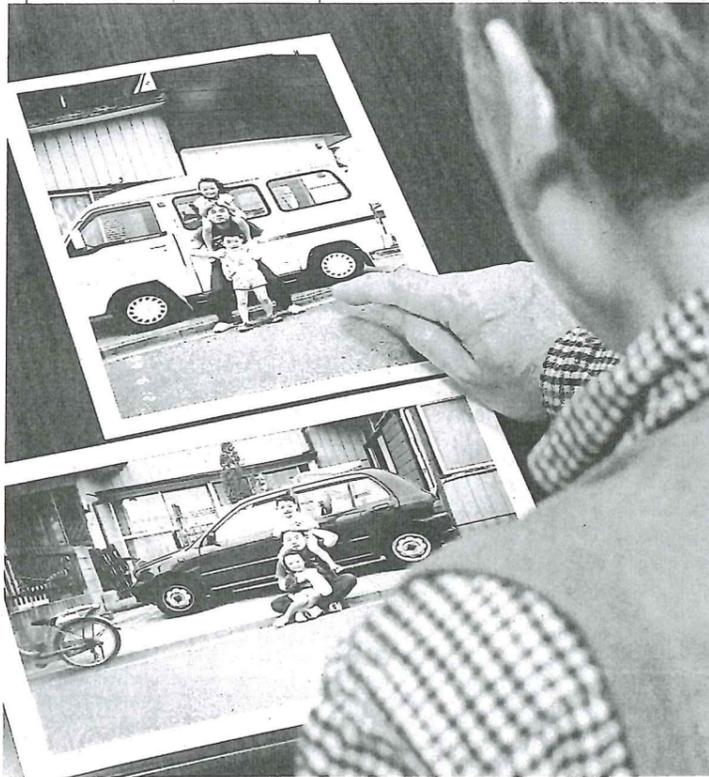
長野県に住む小畑さきほさんは、今回提訴した十二人の原告団に、ただ一人の女性として加わった。小畑さんには二人の息子がいる。二〇〇九年に別居した当時は九歳と五歳だった。元夫とは子育てなど生活に対する考え方が合わなかった。

「単独親権は違憲」国を提訴



子どもの親権を父母一方に限る単独親権は憲法違反として東京地裁に提訴する原告団=11月22日、東京地裁で

昔の家族写真を見つめる男性=東京都千代田区で



「母親らしくない」と責められ、小畑さんはうつ病にもなった。ある日、元夫

は二人の子を連れて家を出るといいたした。子どもの生活環境を変えたくなかった小畑さんは、仕方なく一人家を出た。夜は子どもに絵本を読み帰ることもあった。しばらくして元夫から離婚調停を申し立てられた。問題は父母の一方にしか親権を認めないことだった。調停委員は「子どもと同じ居している父親に認めるのがいい」と意見した。小畑さんは二年後に離婚。やむなく父母が共同に近い形で子育てができるよう、定期的に子どもに会うことなど

特報

を決めた協議書を交わし、親権を元夫に譲った。しかし、近くの町に住んでいた元夫はすぐに約束を破った。「面会させた後は、子どもが精神的に不安定になる。もう会わないでくれ」と求めてきた。一回二時間。元夫の見て

がないのは異常。憲法の規定に反することが明白なのに、この状態を放置して立法措置を怠ってきた国の責任は重い」と古賀弁護士は言う。

東京都在住の元会社員の男性(心も三十年前の離婚で妻に親権を譲り、三人の子との面会交流をほかにされた。子どもは当時八歳、五歳、三歳。最初の数カ月は一ヶ月一回ずつ会えたが、あとは元妻が拒否した。子どもたちに送った手紙が「うけとりきよひ」と幼い字で書かれて戻ってくるようになった。「長女が書いたと思う」と苦しかった。父親のそばから離れない子だったのに

妻から面会交流の中止を家裁に申し立てられた。家裁は「養子縁組をしたのだから相手の家庭の平穏を乱してはいけない」と、離婚調停の際に認められた面会交流を取り消し、子どもへの接近禁止命令を出した。二十年以上も子どもたちと会えていない。みんな成人したのに。どこで、どんな暮らしをしているのか。男性は知らない。

国の調査によると、父母の離婚後、面会交流が行われている割合は三割程度にとどまる。頻度も月一回が六割を占める。

数年後、元妻が再婚すると、子どもに会うことはさらに難しくなった。知らない間に子どもたちが再婚相手の子として養子縁組された。現行民法では前の配偶者との間の子の養子縁組は、離婚した親の側に知らせなくてもできる。

精神的苦痛に対する賠償を求める国家賠償訴訟だ。原告は東京、長野、兵庫など八都道府県の四十代から六十代の男女十一人。離婚で親権を失った人だけでなく、婚姻は続いていても配偶者が一方的に子を連れて別居してしまったり、

欧米では離婚後も父母双方が親権を持つ共同親権が主流だ。アジアではシンガポールや韓国なども導入している。日本でも共同親権を婚姻中に限るといふ民法を改正すれば、法律婚だけでなく事実婚でも、父母が親権を持てるようになる。単独親権を支持する人や弁護士には「配偶者のドメスティックバイオレンス(DV)から逃げた女性や子どもをどうやって守るの

欧米は共同親権主流

手紙 幼い字で「うけとりきよひ」/ 面会実現は3割のみ / 教師対応も冷淡に

いる前でしか会えなかった。もっと一緒にいたいと思っても子どもたちは車に乗せられ帰っていく。胸が張り裂けそうだった。そんなことを繰り返して不安定にならない親子はいない。だが今の制度では、親権を持つ親が拒めば子どもに会う手段がなくなる。

小畑さんをさらに追い詰めたのは、小学校の教師たちの対応だった。子どもたちの様子を尋ねても「親権者はお父さんだから、教えられません」と言う。離婚前はPTAの役員をして、英語を教えるボランティアもしていたのに、突然、親として扱ってもらえなくなった。「親権者でなくなった途端、何も教えてもらえない。怒りとショックに打ちのめされた」

母性神話が強い日本社会で「母親なのに、なぜ親権を取れなかったのか」と言われる偏見にも苦しめられた。小畑さんにとってこの十年は、自分の生活を立て直すのに精いっぱいだった。そして、子どもたちもまた、傷ついていたのだ。

「子どもに「なぜ僕はママと一緒にいられないの」と聞かれても、私にはずっと答えられなかった。離婚後の単独親権がある限り、多くの親子が同じ思いをする。なぜ私が子どもの成長を見守るといふ、親としての当然のことができなかったのか。裁判を通して伝えたい」

か「離婚した父母が共同で親権を行使できるのか」と、共同親権制度への移行に反対の声もある。

だが子どもと引き離された親たちの、正当な養育権を求める動きは止まらない。年明けにも別の集団訴訟の提訴が予定されている。

関西学院大の山口亮子教授(家族法)は「養育権は憲法上の具体的な権利としてはないが、ほかの国々でも人権の問題として確立してきた」と指摘。その上で「DV被害者保護など課題はあるが、共同親権化は自己決定権・幸福追求権を保障する憲法の下では必然の流れ。夫婦同姓の強制や婚外子差別と同じく、単独親権が憲法違反だと訴えた裁判の意義は大きい」とする。